

3期6年を超える役員の再任について (第7号議案説明資料)

2023年2月1日

電力広域的運営推進機関

- 弊機関の役員について、昨年開催された国の審議会^(注)において、3期6年を超えて再任するに当たっては、
 - ① 余人をもって代えがたい場合に限定すること、
 - ② 再任に当たっての評価については、評議員会で必要な議論を行うこと、について整理がなされたところ。
- (注) 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ
- こうした中、本年3月末日に4期目の任期を満了する理事（常勤）の寺島一希及び3期目の任期を満了する監事（非常勤）の千葉彰について、弊機関として再任の議案を総会に付議するべく理事会議決を行いたい。
 - したがって、国の審議会での整理を踏まえ、上記2名の役員の再任に当たっての評価について、あらかじめ評議員会にお諮りするもの。

2. 3期6年を超えて再任する役員の評価について①

- 計画部担当理事の寺島一希は、連系設備整備など送変電事業を始めとする電気事業に広く携わってきたことに加え、政府の審議会の委員として三次にわたるシステム改革の取りまとめに貢献するなど、電気事業に係る技術・制度・政策などに豊富な経験や見識等を有している。
- これまで4期8年にわたって理事を務め、機関全体の業務・課題に精通しつつ、計画部業務を中心とする業務の執行・監督を的確に行ってきたが、とりわけ
 - ① 政府が掲げる**再エネ主力電源化の実現**や安定供給・強靱性の確保に向け、全国大での系統整備方針（マスタープラン）や広域系統整備計画の策定・実施、地域間連系線設備などの整備工事の進捗管理やコスト検証、系統利用ルールの整備、系統アクセス業務など、**専門性・公益性の高い議論の推進・取りまとめを中長期かつ全体最適の視野に立って主導**してきたこと、
 - ② 毎年度の供給計画の取りまとめ、その提出に当たっての需給状況などを踏まえた経産大臣への意見具申など、**広域的運営の基礎となる業務を主導**してきたこと、
 - ③ さらに、**自らの所掌にとらわれず**、理事会・幹部会での発言、職員への助言・指導、人材育成を積極的に行うなど、**機関の健全な発展に多大な貢献**をしてきたこと、など、役員として期待される役割を十分に果たしていると評価できる。
- 昨年末に政府のGX実行会議が示した**GX実現に向けた基本方針案の実現の後押しを含め、中長期的な電力の広域的運営の中核となる上記業務・施策を所掌する計画部の担当理事の寺島一希を再任することが不可欠**と考える。

2. 3期6年を超えて再任する役員の評価について②

- 監事の千葉彰は、公認会計士として、財務、会計、ガバナンスなどに関する豊富な経験や見識等を有している。
- これまで3期6年にわたって監事を務めてきたが、
 - ① 毎週開催の理事会への出席率は極めて高く^(注)、機関の業務及び課題に精通した上で、機関の業務監査等を的確に行っていること、
 - ② 理事会の開催に当たっては、毎回各議案について事前にも事務局から説明を聴取し、必要な助言や指導等を行っていること、
 - ③ それに加え、監査室長等から事業監査、会計監査等に関するきめ細かい報告を随時受け、ガバナンスの実態を常時把握し、内部監査の実効性確保に努めてきていること、など、監事として期待される牽制の役割等を十分に果たしていると評価できる。
(注) 2022年度は1月25日現在で46回中44回出席（出席率：96%）、2021年度は52回中51回出席（出席率：98%）。
- さらに、弊機関では、2022年度より業務追加された、FIT制度やFIP制度、太陽光発電設備廃棄費用積立制度や、2024年度から小売拠出金や契約交付金に係る実運用が始まる容量市場など巨額の資金管理を行うため、ガバナンス強化が特に必要な時期であるところ、機関の業務及び課題に精通した千葉彰を監事として再任することが不可欠と考える。

アクションプラン進捗③ 人材確保・人材教育

<知識を提供する場の確保>

- ・月2回程度開催、全職員参加可能。毎回100名前後が参加し、役職や出向元などにかかわらず自由に議論。主な議題は、「需給ひっ迫対応の振り返り」、「中給システムリプレイス」、「人材確保の方針について」等。

<プロパー職員の人事への係わり方>

- ・機関内で策定される要員計画を元に、人事担当とプロパー管理職を主とした採用チームが中心となり採用を実施
- ・発足間もなく人数も多くないプロパー職員の成長を支えるため、先輩プロパー職員がメンターを担当。



<マネジメントの強化>

- ・幹部役職員に対して360度評価を実施。上席が実施する業績評価時の参考とする。

<役員>

- ・任期は最長5期10年ではあるが、3期6年を超えて再任する場合は、余人をもって代えがたい場合にのみ限定。その評価については、評議員会で必要な議論を行った上で、総会で決議することとする。
- ・過去役員を経験した出向者の再任用の禁止。